

個別施設計画様式(参考)

策定年月日

R3.3.15

1 対象施設・施設概要

施設情報

施設名称	こもれびの森	所管所属名称	自然保護課
------	--------	--------	-------

公共施設等総合管理方針施設分類

大分類	公共用施設	中分類	自然レクリエーション施設	小分類	森林施設等
-----	-------	-----	--------------	-----	-------

主要建物概要

構造	木造	用途	その他公共用施設	建築日	H4.3.31
経過年数	29	耐用年数	24	目標使用年数	40(2032年)
運営方式	指定管理	管理者名称	株式会社ゆめぐり	全延床面積(㎡)	542
所在地	栗原市花山字草木沢角間10-1				

2 計画期間

令和3年から令和13年までの11年間とする

3 点検・診断によって得られた個別施設の状態

別添「保全点検結果報告書」のとおり

4 当該施設の必要性

設置根拠規定等	県民の森等の設置及び管理に関する条例 平成元年二月二十八日 宮城県条例第二十二号	必要性の有無	有
業務内容	県内の民有林最大級の規模を有するブナ林をはじめ、貴重な動植物相も豊富に認められ、各種試験林・見本園等も設定されているなど貴重な生態系を有している。これを広く県民に開放し、森の仕組みや林業に関する正しい知識と理解を深め、それらを身につける野外学習やレクリエーションの場を提供するとともに、森林保全活動や森林愛護・自然保護思想の向上を図る。		
必要性の判断理由	森林散策、学校行事利用、クラフト体験等年齢を問わずさまざまな活動や体験ができる施設であり、年間約5万人が利用しているため施設の必要性は高い。		

5 施設ごとの今後の対策

管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	不特定多数の方が利用する森林レクリエーション施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。 施設等の増改築、改造、その他の現状変更については、県が費用と責任において実施するもので、指定管理者の必要により現状変更しようとするときは、県の承諾を得た上で指定管理者の負担としている。 当該施設の設置目的の達成に必要な機能を維持するために必要な施設等の修繕は県が自己の責任と費用において実施するものとしている。 施設等の修繕のうち小規模のものについては指定管理者がその責任と費用において実施する。
施設間・対策間の優先順位の判断内容	平成5年に開園した森林科学館は、これまでに展示物改修や施設内設備の改修等を行ってきたところである。当地域は湿気が多くまた、積雪が多い地域であるため木材部分は腐朽している箇所も多々見られる。内装の改修・外装の塗装等は計画的に行っているものの、野外炊飯棟や倉庫棟等付帯施設の改修・修繕においては行き届いていない部分が多々ある。県有施設点検等における指摘事項等を優先的に対策し、その他指定管理者による点検において、修繕が必要である箇所を計画的に実施していく。

6 対策内容、時期

別添「短期保全計画表」のとおり

施設情報詳細(棟情報一覧)

[illegible]

様式2 短期保全計画表【こもれびの森】

[illegible]

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: こもれびの森

建物棟名称: 森林科学館

所在地: 栗原市花山字本沢角間10-7

①用途: 博物館 ②延べ面積 432 m² ③階数: 地上1階 ④構造: 木造 ⑤竣工年度 平成 3 年度

項目	指摘事項(不具合内容、関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目)	判定
	建物東側、冬期閉鎖用窓シャッターが錆び等により作動不良となっています。	B
	(対策等) 経過観察の上、必要に応じてシャッターの交換等を検討してください。	
2 - 2 建築物の外部	(指摘項目)	判定
	建物南側、小屋裏換気口のずれ、軒天ボード一部破損しています。	B
	(対策等) 経過観察の上、必要に応じて修繕等を検討してください。	
2 - 3 建築物の外部	(指摘項目)	判定
	北側外部テラスの木製の手すりが腐朽しています。また、外部テラスの基礎のコンクリートにひび割れが見られます。	B
	(対策等) 経過観察の上、修繕等について検討願います。	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
4 - 建築物の内部	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定
	排煙オペレーター前に物品があります。	D
	(対策等) 排煙オペレーターの作動に支障のないように空間を確保してください。	
6 - その他	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	

特記事項	・誘導灯の点灯(照度など)状況を再確認願います。 ・炊飯棟の屋根に錆が見られます。経過観察の上、改修等について検討願います。 ・北側街灯のボールの塗装の剥がれが見られます。経過観察の上、修繕等について検討願います。
------	---

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

- A「指摘なし」:支障なし
- B「要注意」:経過観察が必要
- C「要計画改修」:長寿命化の観点から計画的な対策が必要
- D「要是正」:・危険防止の観点から早急な対策が必要
 - ・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日： 令和7年10月10日

点検者職氏名	北部土木事務所 技術主任主査(一級建築士) 渡邊
立会者職氏名	こもれびの森 加藤副館長 自然保護課 みどり保全班 技術主幹 佐藤副班長



判定等	施設名称 こもれびの森	建物棟名称 森林科学館	判定 D	排煙オペレーター前に物品があります。 排煙オペレーターの作動に支障のないように空間を確保してください。
-----	----------------	----------------	---------	--

参考掲載 (B判定、特記事項)



2-1 東側 冬季閉鎖用シャッター作動不良



2-2 北側 軒天 換気口ずれ、軒天ボード穴



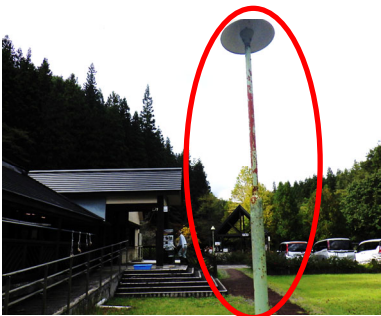
2-3 北側外部テラスコンクリート基礎 ひび割れ



特記事項 誘導灯の点灯(照度など)状況を



特記事項 炊飯棟 屋根錆



特記事項 街灯ボールの塗装剥がれ

判定等	施設名称 こもれびの森	建物棟名称 森林科学館	判定	
-----	----------------	----------------	----	--

県有建築物保全点検調査結果票（チェックリスト）

〔 建築物 〕

施設名称：こもれびの森

建物棟名称：森林科学館

所在地：栗原市花山字本沢角間10-7

①用途：博物館 ②延べ面積：432㎡ ③階数：地上1階 ④構造：木造 ⑤竣工年度：平成3年度

当該建築物の調査者		資 格 名 及 び 氏 名
	代表となる調査者	北部土木事務所 技術主任主査（一級建築士） 渡邊
	その他の調査者	

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
1	敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
2	建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況		○			基礎ひび割れ
(4)	土台 （木造に限る）	土台の劣化及び損傷の状況					
(6)	外 壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○			手すり腐朽
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(11)	外 壁	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			東側冬季閉鎖用シャッター不良
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				

〔 チェックリスト（建築物） 〕

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
3 屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○				
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
4 建築物の内部							
(5)	防火区画	防火区画の外周部分					
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○			
(7)		木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(8)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(9)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(10)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(11)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(12)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(17)		躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(21)	床	耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	○				
(25)		特定天井					
(29)'		防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第二号に掲げる戸に限る。）					
(31)							
(33)	照明器具、懸垂物等		○				
(35)	警報設備						
(37)	スプリンクラー設備	令和6年国土交通省告示第284号第1第一号又は第二号に規定するスプリンクラー設備					
(39)	居室の彩光及び換気		○				
(43)		石綿等を添加した建築材料					
(45)							
5 避難施設等							
(3)	廊下		○				
(5)	出入口		○				
(8)		避難上有効なバルコニー					
(9)							
(14)	階段	階段					
(15)							
(22)	特別避難階段						
(24)	排煙設備等	防煙壁					
—		排煙設備				○	
(32)	その他の設備等	非常用エレベーター					
—		非常用の照明装置	○				入り口付近設置

番号		調 査 項 目		調 査 結 果（該当箇所○印）				備 考
				指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
6 その他								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					